

「人材の確保・育成等に関する方針」（統計関係部分）のイメージ（素案）

○各府省における統計人材の確保・育成

1. 各府省の統計部門における専門人材の確保・育成

（1）求められる人材像等

＜内容＞求められる人材像、更なる確保・育成の必要性について記述してはどうか？
その上で、当面（5年間くらいを想定）で到達すべき目標を定めてはどうか？

（2）専門性を有する人材の育成

＜内容＞政策部門との人事交流、人事サイクルや業務経験（調査統計、加工統計を区別。早すぎる異動の抑制を含む。）・年数の計画的付与、必要なポストの整備とOJT・研修による育成体制の確立、職員スキル（研修の履修実績を含む。）の評定や適切な処遇の確保（管理職昇進時の統計業務経験の考慮を含む。）などを記述してはどうか。

また、当面、総務省等から他府省に専門職員を派遣することを拡大していくべきこと、総務省等に他府省職員を出向で受け入れて統計業務を経験するためのポスト（研修定員）を整備し、OJT等を通じて育成すること、及び、将来的には、政府部内での統計人材の一元的確保・活用を検討すべきであることを記述してはどうか？

（3）研修体系の抜本的整理

＜内容＞調査設計、結果精度の評価、統計分析、加工統計（SNAや県民経済計算など）の知識、分析用ソフトの知識、産業関連分析、統計GISなど想定される研修項目を記述した上で、OJTの活用の体系化、オンライン研修の充実、オンライン研修により必修とすべき内容、研修の履行実績を人事上評価すべきこと等について記述してはどうか？

また、自己研さんや官学・国際間の交流の機会を通じた職員の能力向上に取り組むインセンティブの付与方策（任用・給与上の評価項目とするなど）を検討すべき旨を記述してはどうか？さらに、統計検定などの取得の推進についても記述してはどうか？

（4）統計人材の採用

＜内容＞各府省が統計業務に携わる人材を計画的・積極的に採用すべきことを記述してはどうか？

また、経済学部やデータサイエンス関係の学部等を中心に学生・大学へのPR、インターン制度の活用などについても記述してはどうか？また、研究者や民間出身者などの社会人の中途採用等・育成についても記述してはどうか？さらに、当面は、OB人材の再任用などにより、専門知識・経験の伝承を図っていくことについても記述してはどうか？

2. 外部人材の活用

＜内容＞高度な統計的分析や会計知識など、部内育成が困難な専門知見の具体的内容を列挙し、そうした専門知見を確保するための外部人材（任期付き職員の採用など、一時的に国で勤務することを想定）の活用・確保を今後どのように図っていくか（外部との交流を可能とする職場環境の整備、魅力の向上など）について記述してはどうか？

また、当面（部内職員の育成が進むまでの間）は、上記以外の専門知見であっても、外部の人材を活用すべき部分があることについても記述してはどうか？

3. 政府・各府省における一体性・統一性の向上

＜内容＞政府としての統計人材育成・確保に係る一体性・統一性の向上における統計委員会が果たすべき役割や各府省内における一体性・統一性の向上について、今後新設される予定の「統計幹事」に期待される役割などについて記述してはどうか？

また、一体感の醸成に資するため、各府省間の人事交流の推進について記述してはどうか？

○幹部職員を含む一般職員の情報活用能力・データ分析能力等のリテラシー向上

＜内容＞データの見方・使い方、主要統計等に関する基礎知識、基本的なデータ分析手法、統計分析ソフト等の基礎知識など必要な研修要素を列記し、そのための研修を充実していく旨を記述してはどうか？将来的にはオンライン研修により基本的な事項について必修化を目指すべきである旨を記述してはどうか？

さらに、行政施策の立案や政策評価における各種データの活用手法や活用事例、諸外国の状況など、幹部職員として、特に習得すべき要素について記述してはどうか？

○地方公共団体の統計部門における専門人材の確保・育成

1. 統計職員の確保・育成

＜内容＞各府省と同様に、都道府県・市区町においても、専門性をもった職員の確保・育成が必要である旨を記述してはどうか？そのための支援を国として行うこととし、オンライン研修の充実や人事交流の積極的な実施について記述してはどうか？

また、都道府県・市区町の職員が国に出向して統計業務を経験するためのポスト（研修定員）を整備することについて記述してはどうか？

2. 統計調査員の確保・育成

＜内容＞統計調査員に期待される役割、公的統計制度、統計調査及び統計調査員業務に係る基礎知識、秘密保護・情報管理の徹底、調査対象者との応接など研修が必要な要素、オンライン研修の活用などの登録調査員向け研修の充実方策を記述してはどうか。また、統計調査士などの調査員向けの統計検定の取得を推奨すべき旨を記述してはどうか？

また、調査員確保方策として、学生調査員の活用についても検討すべき旨を記述してはどうか？

○今後の検討の枠組み

＜内容＞E B P M推進委員会及び統計委員会によるフォローアップなどについて記述してはどうか？

* 「人材の確保・育成等に関する方針」は、E B P M関係の人材や統計人材も含む全体的な人材層の構築を含めて記述されることとなるため、統計委員会から統計関係部分の意見を示すとともに、E B P M推進委員会と統計委員会で協議して方針をとりまとめていくことを想定している。

(参考)

統計改革推進会議最終取りまとめ（平成29年5月19日決定）（抜粋）

（４）統計改革の推進の基盤強化

② 人材の確保・育成等に関する方針の策定、推進

データに基づく合理的な思考により課題を解決する能力（情報処理技術の発展に伴うデータ処理・分析能力の高度化に伴い世界的に求められている、統計的な計算力にとどまらない行政課題の解決に向けた統計的な思考力など）を身につけ、E B P Mの実践や推進、加工統計を含む統計の作成や提供等に携わる分厚い人材層を総合的に構築し、それらに必要なリソースを確保するため、E B P M推進委員会及び統計委員会は、人材の確保・育成等に関する方針を、本年度内を目途に策定する。

本方針には、幹部職員を含む一般行政職員の情報活用能力・データ分析能力の向上策や、E B P Mを推進する人材の確保・育成等の方策を盛り込むとともに、各府省の統計部門の人材についても、新たな公的統計基本計画とも連動する形で、必要なポスト整備、人材の採用・確保・研修、職員のスキルの評定とその結果の活用、人事サイクルや業務経験・年数の計画的付与、人事交流等の育成方策を盛り込む。その際、自己研さんや官学・国際間の交流の機会といった各府省の職員が能力向上に取り組むインセンティブの付与に配慮する。

また、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関し、人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に各省の職員を派遣し、O J T、研修等を通じて育成する枠組みを整備するとともに、その状況を踏まえつつ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用についても、引き続き検討する。